



2026 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社アルマード
代表者名 代表取締役社長 蕨 博雅
(コード番号:4932、東証スタンダード)
責任者名 ストラテジー&ファイナンス部長 松本 直人

(開示事項の変更)「当社の従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分」
に関する契約内容の一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、過年度に実施いたしました譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に係る譲渡制限付株式割当契約の内容の一部を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本件は、下記「2. 変更の対象」に記載の譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に係る譲渡制限付株式割当契約の内容を変更するものです。

1. 変更の理由

当社は、当社の従業員に対し、中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与するとともに、譲渡制限付株式を活用した退職後の生活原資の拡充を目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。今般、対象従業員が退職した場合における譲渡制限期間の終期について、事務手続の明確化および対象従業員における取扱いの分かりやすさを確保する観点から、譲渡制限付株式割当契約の一部を変更することといたしました。具体的には、対象従業員の退職後に到来する特定の基準日まで譲渡制限が継続する定めを、対象従業員の退職日まで譲渡制限が継続する内容に変更するものです。

2. 変更の対象

取締役会決議日・開示日	対象者	自己株式の処分日
2023 年 5 月 19 日	全従業員	2023 年 7 月 28 日
2024 年 5 月 15 日	全従業員	2024 年 7 月 29 日
2024 年 6 月 27 日 (※)	課長職以上の従業員	2024 年 7 月 29 日
2025 年 5 月 15 日	全従業員	2025 年 7 月 29 日

(※)当初の取締役会決議日・開示日は 2024 年 5 月 15 日ですが、「譲渡制限期間」に関する内容変更決議及び開示を 2024 年 6 月 27 日に行っております。

3. 変更の内容

変更箇所には下線を付しております。

取締役会決議日・開示日	変更前	変更後
2023 年 5 月 19 日	(1) 譲渡制限期間 2023 年 7 月 28 日から対象従業員の退職日後に到来する 5 月末日又は 11 月末日のうち、遅く到来する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。	(1) 譲渡制限期間 2023 年 7 月 28 日から対象従業員の退職日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
2024 年 5 月 15 日	(1) 譲渡制限期間 2024 年 7 月 29 日から対象従業員の退職日後に到来する 5 月末日又は 11 月末日のうち、遅く到来する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。	(1) 譲渡制限期間 2024 年 7 月 29 日から対象従業員の退職日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
2024 年 6 月 27 日 (※)	(1) 譲渡制限期間 2029 年 7 月 28 日から対象従業員の退職日後に到来する 5 月末日又は 11 月末日のうち、遅く到来する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。	(1) 譲渡制限期間 2029 年 7 月 28 日から対象従業員の退職日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
2025 年 5 月 15 日	(1) 譲渡制限期間 2025 年 7 月 29 日から対象従業員の退職日後に到来する 5 月末日又は 11 月末日のうち、遅く到来する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。	(1) 譲渡制限期間 2025 年 7 月 29 日から対象従業員の退職日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(※) 当初の取締役会決議日・開示日は 2024 年 5 月 15 日ですが、「譲渡制限期間」に関する内容変更決議及び開示を 2024 年 6 月 27 日に行っております。

4. 変更時期

2026 年 7 月 15 日以降、対象従業員との間で、締結済みの譲渡制限付株式割当契約の内容を上記のとおり変更する旨の合意を行う予定です。

以 上